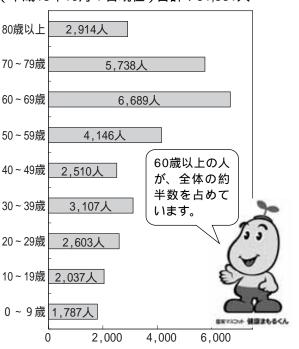
国民健康保険年齢別加入状況(本庄市) (平成18年10月1日現在)合計:31,531人



国保の財政支援として

ですか? ご存知

ᆨ

退職

は重要な役割を果たしていま して必要な保険給付を行って 加入者の疾病・負傷などに対 入者のみなさんからの保険税 います。この財源として、加 国民健康保険 (国保) は、 しかし、国保の加入者に

います。 財政を圧迫する要因となって 高齢者の割合が高く、必然的 いため、加入者全体に占めるは会社などを退職した人が多 に医療費の支出も多くなり、

度」が創設されています。 [的として、「退職者医療制 こうした国保の財政支援を

の被扶養者です。 は加入する人)のうち、次の して国保に加入した人(また できるのは、会社などを退職 ۲ 上、もしくは40歳以降の加 の年金の加入期間が20年以 どの年金を受けていて、そ 厚生年金や各種共済年金な 7期間が10年以上ある人 の要件を満たす人とそ

高

んどなくなります。

つまり、退職国保の加入者

違いは? 般国保と退職国保の

度から受けられる助成金 (人 診時の負担割合、 入者の保険税、 般国保、退職国保ともに また国保制 医療機関受

対象になるのはっ

围

「一般国保」と、退職者医療 ります。 る「退職国保」の2種類があ 制度の対象となる人が加入す などを退職した人が加入する 国保には、自営業者や会社

退職国保に加入することが

ない人 老人保健の適用を受けてい 費負担(保険給付)です。

ません。 場合の自己負担分以外の医療 額療養費) などに違いはあり 間ドッグ助成金、 入者が医療機関等を受診した によって違いが出るのは、 般国保と退職国保の加 葬祭費、

加 λ

政の安定が進み、 保の負担が軽減され、 が多くなることによって、

結果として

国保財

玉

がる、ということです。

この制度をご理解のうえ、

移行の手続

保険税の値上げの抑制につな

険診療報酬支払基金からの交 外の医療費の大半は、社会保 最終的に国保からの負担はほ 付金としてまかなわれるため を受診した場合、本人負担以 退職国保加入者が医療機関等 右の図でもわかるように、

> 届け出に必要なもの きをお願いします。 対象となる人は、

国保の保険証(すでに加入

印鑑

年金証書

している人)

自己的負担分 担の一部が国・ 国・県 からの 交付金 県からの交付 般国保 加入者 保険税以外の国保からの負担 れています。 自己 退職国保の場 社療基の保険基の 合、保険税以 外の国保から 退職国保 の負担はあり 加入者 ません。 交付金

国保加入者の医療費負担の状況

社会保険診療報酬支払基金とは、国保以外の 保険者(社会保険等)の連合体です。

金および国保 からの負担な どでまかなわ

一般国保の 場合、費用負

加入者の 保険税/

31,260人 (平成19年1月1日現在) お問い合せ先 険 課 保 1116 総合支所健康福祉課 ②1331(内)315

国保加入世帯 15,729世帯

被保険者数

1 か月の本人負担限度額

上位所得世帯	150,000円
一般世帯	80,100円
住民税非課税世帯	35,400円

は

度に高額な医療費の負担

た保険税を滞納している世帯

け

ていません。

市の窓口では申請を受け付

健康優

良世帯等を表彰

者

へお問い合わせください

組合等の加入者は、

各保険 共済

組合国保・

社会保険

上位所得世帯とは、基礎控除後の総所得 金額などが600万円を超える世帯です。

償還払いと現物給付の違い

モデルケース

本庄さん(一般世帯:本人負担限度額 80,100円)が100,100円の医療費を支 払う場合

償還払い 医療費の支払い 本庄 医療 100.100円 機関 さん 高額療養費の 請求 高額療養費 保険者 の払い戻し 市など) 20,000円

現物給付 医療費の支払い 医療 本庄 80.100円 さん 機関 本人負担限度額 の超過分を請求 高額療養費 保険者 の支払い 市など 20,000円

償還払いでは、一時的に全額を支払わな ければなりませんが、現物給付では、負担 限度額以上は支払う必要がありません。

なります。 療養費の該当者について、 口で保険診療分の3割 額を超えて支払った医療費) 療養費 (左表の本人負担限度 療分から70歳未満の人の高額 金額を払い戻していました。 未満は2割)を支払い、 療機関等で受診した場合、 によっても受けられることと 払い 現行の「償還払い」では、 かし、 本人負担限度額を超えた 戻しが、「 入院 手術などで 現物給付 (3歳 高額 後 窓 IJ

を受けない場合や交付を受け 証明書」 機関等の窓口で、「負担区 うます。 明書 」 ij 現物給付を受けるには いても提示しない場合、 負担区分証明書」 現 物給付」 あらかじめ「負担区分 を提示する必要があ の交付を受け、 を受けるため の交付 医療 ま 分

が負担するのは負担限度額ま など)が医療機関等に支払う で、残りの医療費は保険者(市 現物給付」が実施されます。 ?負担の軽減を目的に、 かかるため、 こうした経済 本人

法改正により、

今年4月診

経済的負担が軽

減

的

が

請してください。 する人は、今年4月以降に申 なお、 「負担区分証明書」を必要と 平成18年1月1

在において本庄市に住所がな 承くださ ますので、 証明書の発行に数日かか 未申告世帯等について あらかじめご了

IJ は ١١

請場所 健康福祉課 保険 課 総合支所

申

負担区分証明書」交付の

受付は4月からです

4月診療分

(入院分)から

局

額療養費が現物給付

還払い」となります。

については、

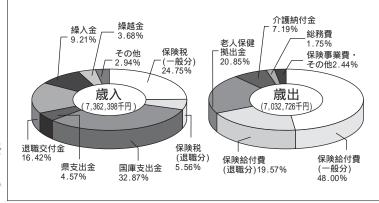
現行どおり

健 保 険決 玉 康 平成17年度

歳入をみると、保険税(一般・退職国保を含む)が全体の 約3割を占めていて、重要な財源となっています。

歳出では、医療機関等に支払う保険給付費(一般・退職国 保を含む)が全体の約7割を占めています。

国保の健全な運営を図るためには、保険税の確保と保険給 付費の適正化が重要となりますので、ご理解とご協力をお願 いします。



間 市では、

市役所の人事異動 12月29日付 小 浩 死 退職 (教育委員会生涯学習課副参事

体を表彰しました。 て地域ぐるみで協力され 機関等を受診しなかった世 3年表彰 健康づくりの推進に関 年表彰 加入者全員が一 4 8 37

た

帯

1年間または3 度も医 療 年

健康づくり 推進協力団 A 川 自 治 体

世 世

帯 帯